

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所 核燃料物質使用施設保安規定の変更に関する審査結果

原規規発第 2111125 号
令和 3 年 1 1 月 1 2 日
原子力規制庁

I. 審査結果

原子力規制委員会原子力規制庁（以下「規制庁」という。）は、令和 3 年 9 月 24 日付け令 03 原機（サ保）065（令和 3 年 10 月 22 日付け令 03 原機（サ保）076 をもって一部補正）をもって、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。）第 5 7 条第 1 項の規定に基づき申請された国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所核燃料物質使用施設保安規定の変更認可申請書（以下「本申請」という。）が、原子炉等規制法第 5 7 条第 2 項第 1 号に定める核燃料物質の使用の許可又は変更の許可を受けたところによるものでないことに該当するか、また、同項第 2 号に定める核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止上十分でないものであることに該当するか審査した。

なお、原子炉等規制法第 5 7 条第 2 項第 2 号に定める核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止上十分でないものであることに該当するかについては、使用施設等における保安規定の審査基準（原規研発第 1311275 号（平成 25 年 11 月 27 日原子力規制委員会決定）。以下「審査基準」という。）を基に判断した。

審査の結果、本申請は、原子炉等規制法第 5 7 条第 2 項各号のいずれにも該当しないと認められる。

具体的な審査の内容については以下のとおり。

II. 申請の概要

本申請の変更の内容は、以下のとおりである。

1. プルトニウム燃料技術開発センターの組織改正に伴う関連規定の変更

- ① プルトニウム燃料技術開発センターの施設整備及び技術開発に係る調整業務を一貫して実施するため、プルトニウム燃料施設整備室と技術課を統合し、技術管理課を新たに設けることに伴い関連規定を変更する。
- ② ペレット製造工程及び加工組立工程に係る設備の管理及び核燃料物質の貯蔵に係る業務を一貫して実施するため、試験第 1 課と試験第 2 課を統合し、処理技術課を新たに設けることに伴い関連規定を変更する。

なお、プルトニウム燃料整備室長の職務の一部である、プルトニウム燃料製造設

備の保守、改造、開発、新設及び更新に係る職務は処理技術課長に移管する。

Ⅲ. 審査の内容

Ⅲ－１. 原子炉等規制法第５７条第２項第１号

規制庁は、本申請について、使用施設等の管理を行う者の職務及び組織が、核燃料物質の使用の許可又は変更の許可を受けた本使用施設等の位置、構造及び設備の内容と整合していることを確認したことから、原子炉等規制法第５７条第２項第１号に定める核燃料物質の使用の許可又は変更の許可を受けたところによるものでないことに該当しないと判断した。

Ⅲ－２. 原子炉等規制法第５７条第２項第２号

規制庁は、以下のとおり、本申請について適用される核燃料物質の使用等に関する規則（昭和３２年総理府令第８４号。以下「使用規則」という。）各条文に関する審査基準を満足していると判断したことから、原子炉等規制法第５７条第２項第２号に定める災害の防止上十分でないものであることに該当しないと判断した。

１. 使用規則第２条の１２第１項第３号（使用施設等の管理を行う者の職務及び組織）

使用規則第２条の１２第１項第３号に関する審査基準は、使用施設等に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていることを求めている。

規制庁は、Ⅱ．１．に示す組織改正に伴い、プルトニウム燃料施設整備室長、技術課長、試験第１課長及び試験第２課長の職務を技術管理課長又は処理技術課長の職務として定めるものであり、保安のために講ずべき措置に必要な職務内容に変更はないことを確認したことから、使用規則第２条の１２第１項第３号に関する審査基準を満足していると判断した。

なお、上記のほか、記載の適正化については、号番号の変更等が行われていることを確認した。